



海産物の電話勧誘や 送り付けトラブルに注意!!

<相談事例1>

電話勧誘でズワイガニの購入をしつこく迫られた。相手は名前と住所を知っており、購入履歴があると言ったが、覚えがない。断り切れず、代金引換で購入することになったが、受け取りたくない。(90歳代 女性)

<相談事例2>

同じ業者から「海産物を安くするから買ってほしい。」という電話勧誘が何度もあり、断りきれずに承諾してしまった。断ろうと電話をかけたが繋がらない。(70歳代 女性)

電話による海産物購入の勧誘に関して、「しつこく迫られた」「断ったのに商品が送られてきた」といった相談が寄せられています。不要であれば、「いりません」「必要ありません」とはっきり断りましょう。



アドバイス

- ◆ 知らない電話には出ない、または常時留守番電話に設定しておくのも有効な対策です。
- ◆ 断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。
- ◆ 電話勧誘販売の場合は、契約書面を受け取って8日以内であれば「クーリング・オフ」が可能です。

おかしい！困った！と思ったら ✨ 消費生活センターにご相談 ✨ ください

消費者ホットライン ☎188(いやや) ※通話料はすべて有料です

～あなたの地域の消費生活センターにつながります～

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎ 861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎ 582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎ 951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎ 641-9782

※令和8年1月より、これまで隨時受けていた「来所相談」は、

原則、事前に「電話相談」していただき、必要な場合のみとさせていただきます。

ほとんどのご相談は電話で対応可能であり、皆さんに来所いただく負担を軽減するためです。

何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。